

平成28年度「障害者自立支援機器等開発促進事業」Q & A集

NO.	項目	Q：質問	A：回答	関連情報
1	対象経費 (賃金)	従前から開発組織に属している職員や役員の給与(報酬)を「補助対象経費」に計上することは可能でしょうか？	計上できません。 開発に必要な資料整理等(経理事務等を行う者を含む。)を行う者(いわゆる「開発補助者」)を日々雇用する賃金のみ、計上することが可能となります。	公募要項 P 6、7
2	対象経費 (光熱水費)	開発に必要な光熱水費を「補助対象経費」に計上することは可能でしょうか？	計上可能です。 但し、本事業に係る費用であること明確に区分し、説明できる場合に限りです。	公募要項 P 6、7
3	応募条件	海外に工場(開発拠点)がありますが、本事業に応募することは可能でしょうか？	対象となりません。 本事業では、国内の民間企業等を応募条件としており、開発拠点も国内にあることを条件といたします。	公募要項 P 4
4	応募条件	個人で応募は可能でしょうか？	申請はできません。 国内の民間企業等(民間企業に限らず、法人格を有する団体を含みます。)であって、実用的製品化開発を行う能力及び開発体制を有し、その経理が明確でかつ経営の安定性が確保されている法人(以下「開発機関」。)となります。	公募要項 P 4
5	材料購入費	試作機を製作する為の材料購入費は、どの「対象経費・項目」から支出すれば良いでしょうか？	物品の購入経費は「備品費」。また、使用することによって消耗し長期間の保存に適さないものは「消耗品費」の項目に計上してください。	公募要項 P 6
6	補助金の交付時期	補助金は概算払いされるのでしょうか？ また交付される時期は？	原則、概算払いとなります。 資金交付は、協会から内定通知を受領し、その後協会へ正式な交付申請書を提出し、もって協会から交付決定通知書の交付を受領した後となりますが、最終的には厚生労働省から協会に資金交付された後となります。	公募要項 P 10 交付要項 第6条及び9条、 13条
7	超過交付額の返還 (NO. 6の質問に関連して)	補助金の対象とならない費用が支払われていたり、補助金に残額が発生した場合にはどうなるのでしょうか？	協会を通じて厚生労働省へ返還することになります。 開発機関は事業終了後、協会に対して実績報告を提出し、協会は支出内容を確認し補助金の額の確定を行います。その結果、超過交付額が発生する場合には速やかに補助金の返還を求めます。	公募要項 P 10 交付要項 第11条及び12条
8	応募条件	大学(学長や教授)や障害者福祉施設(施設長や職員)が開発機関の開発代表者となり応募することは可能でしょうか？	自立支援機器の実用的製品化開発、普及を目指す国内の民間企業等(民間企業に限らず、法人格を有する団体を含みます。)であって、実用的製品化開発を行う能力及び開発体制を有し、その経理が明確でかつ経営の安定性が確保されている法人(以下「開発機関」。)とされています。 いわゆるメーカーによる応募ではない場合、協会まで確認してください。	公募要項 P 4
9	応募条件	展示会等の費用の補助を受けるため「小規模事業者持続化補助金」の申請を行っていますが、この場合、本事業に応募できないでしょうか？	「小規模事業者持続化補助金」の趣旨と応募内容が分かる資料を協会に送付し、担当者まで確認してください。個別に判断いたします。	-
10	応募検討	数回程度ですが障害者の施設に試作機を持参して、ご意見を伺ったことがあります。対象とする障害者像が十分しぼられておりません。こうした場合、応募は可能でしょうか？	応募期間は1ヶ月程あります。障害者(児)の置かれている現状と課題を十分に理解分析し、課題解決に向けた機器開発の提案を検討のうえ応募してください。 また、本事業では、とりわけ想定するユーザーや医療福祉専門職等からアドバイスを受けながら開発することが求められます。技術先行型の製作ではなく使用する側と連携できる体制の構築が求められます。	応募書類 P 2、3、4

NO.	項目	Q：質問	A：回答	関連情報
11	応募書類	最長3年間の開発期間を提案することが可能とのことですが、3カ年計画の場合の「10. 開発方法及び計画」の記入方法について教えてください	「10. 開発方法及び計画」は本年度の予定を分かりやすく記入し、他の年度は概要程度でも差し支えありません。	応募書類 P4
12	実績報告	実績報告の提出時には、見積書や請求書、領収書等の証拠書類を提出することが必要でしょうか？	証拠書類まで提出する必要はありませんが、開発機関では、証拠書類を必ず他の事業と区別して、最低でも5年間保管して置いてください。本事業は会計検査の対象となります。事業終了後であっても会計検査の対象となります。	公募要項 P10 交付要項 第5条及び17条
13	知的財産の保護	試作品の知的財産を保護することはできますか？	事務局ではHPやリーフレット、交流会等への参加を要請しますが、各社対応してください。必要に応じて事務局へ相談してください。	—
14	複数の応募	同一企業（開発機関）から、複数の案件を応募することは可能でしょうか？	差し支えありません。	—
15	対象経費（旅費）	従前から開発組織に属している職員等の賃金は認められないとのことですが、旅費は補助対象経費に計上できるのでしょうか？	差し支えありません。	公募要項 P7
16	対象経費（借料及び損料）	開発中のシステムに関して、デモ用にサーバーレンタル等をする場合の費用は計上可能でしょうか？	開発中の機器を紹介する目的であれば差し支えありませんが、開発案件と全く関係性のない目的で使用することは認められません。	公募要項 P7
17	分野番号	分野番号の複数選択は可能でしょうか？	主たるもの一つを選択してください。	公募要項 P5
18	応募条件	同じ機器で、別の補助金の交付決定を既に受けている場合、さらに本事業にも応募することは可能でしょうか？	できません。	—
19	事業内容の変更	本事業採択後、開発途中で申請時の仕様を若干変更することはできますでしょうか？	内容によっては変更申請や委員による再審査を必要とする場合がありますので、発生しだい事務局に相談してください。	交付要項 第5条④
20	応募書類	決算書は開発分担者のものも必要でしょうか？	不要です。開発責任者の属する開発機関の決算書のみ添付してください。	公募要項 P11
21	補助金の交付	開発分担者への補助金の交付方法は？	本事業の申請者にあたる開発機関に一括して交付することになります。協会から開発分担者への支払は行いません。本事業に係る会計上の最終責任者は申請者たる開発機関となります。	公募要項 P10
22	応募条件	製品は一定出来ている場合、量産体制を構築するために本補助金の申請をすることはできますか？	できません。 本事業は企業が障害当事者と連携して「開発する取組み」に対して助成するものであることに留意してください。	公募要項 P3
23	応募条件	個人による応募は可能でしょうか？	法人のみとなります。 公募要項では、下記のとおり記述されておりますので参照してください。 記 障害者の自立を支援する機器の実用的製品化開発、普及を目指す国内の民間企業等（民間企業に限らず、法人格を有する団体を含みます。）であって、実用的製品化開発を行う能力及び開発体制を有し、その経理が明確でかつ経営の安定性が確保されている法人（以下「開発機関」。）とします。	公募要項 P4
24	事業終了後の報告物	開発終了後1か月以内又は、平成29年3月10日のいずれか早い日までに提出する書類とは？	交付要項の第11条に定める様式第3（実績報告書）及び本事業の成果報告書となります。成果報告書のスタイルは事務説明会にて説明いたします。 その他HP掲載用の概要資料（サマリー）等、適宜、事務局からお願いいたしますのでご協力ください。	公募要項 P9 交付要項 第11条

NO.	項目	Q：質問	A：回答	関連情報
25	対象経費 (雑役務費)	倫理審査を受審する前に計画している「試作機の安全性の評価等」は、補助金の対象となるでしょうか。	対象となります。	公募要項 P6
26	その他	試作金型の作製を検討しておりますが、有効性を示す資料を提出するタイミングはいつかでしょうか。	<p>交付申請時に添付してください。</p> <p>以下、公募要項（P9）より抜粋 ウ. モニター評価の改良試作機作製等のための金型作製により、総合的に1台当たりの製作費用が少なくなる場合には、補助金を仮金型や本金型に当てることができることとしますが、それ以外の金型作製は対象となりません。 なお、金型作製を希望する開発者は、有効性を説明できる資料や試作機などを協会に示し承認を得る必要があります。</p>	公募要項 P9